

高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル 審査要領

高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託に係るプロポーザル審査に関する事項は次のとおり。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「審査基準」のとおり。

- (1) 体制（会社の実績、計画性、サポート体制）に関する評価点 （ 15 点）
- (2) 機能（機能、操作性、柔軟性等）に関する評価点 （ 65 点）
- (3) 価格（経費見積書）に関する評価点 （ 20 点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日 程（予定） 令和7年8月6日（水）
- (2) 場 所（予定） 高知医療センター2階 研修室
- (3) プレゼンテーション等
 - ① プレゼンテーションの時間は1社30分程度（予定）とする。
 - ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。
 - ③ 個別の開始予定時刻は別途お知らせする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果（得点）を集計後、委託料概算見積金額が見積限度額の範囲内であり、かつ総合得点が満点に対して6割以上である者のうち、最高得点数の者を候補者として、次順位の者を次点者として選定する。
- (3) 最高点数の者が複数ある場合は、企画提案書に記載された委託料概算見積金額が最も低い者を候補者とし、その次に見積額が低い者を次点者として選定する。
- (4) 候補者がいない場合及び要件を満たす候補者がいない場合は、候補者なしとする。